平成一一年(ワ)第二六三六五号 書籍発行差止等請求事件

剕 決 [A]右原告訴訟代理人弁護士 山下幸夫 [B] 被 被 株式会社日本経済新聞社 右代表者代表取締役 [C] 右被告ら訴訟代理人弁護士 光 忠 石 敬 俊 郎 石 文

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

原告の請求 第一

被告【B】及び同株式会社日本経済新聞社は、別紙目録記載の書籍のうち、別 紙一覧表A欄記載部分をすべて削除しない限り、右書籍を発行し、販売し又は頒布 してはならない。

被告【B】及び同株式会社日本経済新聞社は、原告に対し、連帯して、金二 五万一八九一円及びこれに対する平成一〇年三月二五日から支払済みまで年五分の 割合による金員を支払え。

訴訟費用は、被告らの負担とする。

匹 仮執行宣言

事案の概要

本件は、被告【B】(以下「被告【B】」という。)が執筆し、同株式会社日本 経済新聞社(以下「被告会社」という。)が出版している別紙目録記載の書籍(以 下「被告書籍」という。)は、後記著作物について原告が有する著作権及び著作者 人格権を侵害したものであるとして、原告が、被告らに対し、出版の差止め及び損 害賠償を求めている事案である。

争いのない事実等(末尾に証拠を掲げた事実以外は、当事者間に争いがな

1 原告は、【E】の筆名で、ノンフィクションなどの執筆活動を行っている者 である。

被告【B】は、経済誌編集者、週刊誌記者等を経て、現在、ノンフィクショ ン作家として活動している者で、被告書籍を著作した。なお、同被告には、主な著 書として、「復讐する神話―松下幸之助の昭和史」(文藝春秋)、「覇者の誤算 (上・下)」(日本経済新聞社)、「ソニーの『出井』革命―リ・ジェネレーショ

ンへの挑戦」(講談社)などがある。 3 被告会社は、新聞の発行及びこれに関連する一切の事業を目的とする株式会 社であり、被告書籍を出版した。

4 平成一〇年一月二一日、株式会社ソニーの創業者で、同社最高相談役であった【F】氏の葬儀(ソニーグループ葬)が行われた。原告は、右葬儀に参列して取 材し(甲一、乙三の一、弁論の全趣旨)、その模様を訴外株式会社産業経済新聞社 発行の「夕刊フジ」の連載記事「デジタル・ドリーム・キッズ/ソニー燃ゆ」にお いて、第六五回「天才を送った日」(以下「原告著作物」という。) とじて執筆 し、同記事は、同年一月二九日付け(同月二八日発行)「夕刊フジ」に掲載され た。

なお、原告が、この連載記事に加筆、訂正した書籍が、後日、「ソニー燃 ゆ」 (産経新聞ニュースサービス、平成一〇年一二月二〇日発行) として出版され ている。

5 被告会社は、平成一〇年三月二五日、被告書籍の初版第一刷を発行し、その後第二刷、第三刷を発行して、現にこれを販売している。 6 被告書籍には別紙一覧表A欄記載の記述が、原告著作物には同B欄記載の記

述が、それぞれ存在する。

被告書籍の発行部数は一万六〇〇〇部であり、その販売価格は一部一五〇〇 7 円である。

被告らによる複製権侵害の成否(被告書籍は、原告著作物の複製権を侵害す るか。)

- 2 被告らによる著作者人格権侵害の成否
- 三 当事者の主張
 - 1 原告の主張
 - (一) 被告らによる著作権(複製権)侵害

被告書籍のうち別紙一覧表A欄記載の各記述部分は、以下に指摘するように、それぞれ原告著作物の同B欄記載の各記述部分と完全に同一であるか、ほとんど同一である。しかも被告【B】は、被告書籍の原稿の作成に当たり、原告著作物に接する機会があったから、被告書籍の前記各部分は、原告著作物の前記各対応部分を複製、盗用したものであることが明らかであり、被告書籍の発行、頒布及び販売は、原告が原告著作物について有する著作権(複製権)を侵害するものである。

別紙一覧表2の記述部分について ①原告著作物と被告書籍は、「政界」「財界」「電機業界」からの各出 席者というその分類の仕方も、出席者の選択及びその表示も、その順序も全く同一 である。被告【B】が被告書籍を執筆する際に材料としたという株式会社ソニーの 広報部門作成のビデオを見ても、他にも著名な人物が多数映し出されているにもかかわらず、これらの者の氏名は被告書籍には記載されていない。また、同ビデオに は、被告書籍中に記述されている経団連名誉会長【G】氏の姿は、どこにも映って いない。②当日、【H】元首相は葬儀に出席していなかったところ、原告が会場で似た人物を見間違って原告著作物に記載したが、その後同氏が出席していないこと が確認された。しかるに、被告書籍には同氏が出席していた旨記載されている。被 告らは、同氏が代理出席していると主張するが、代理出席をもって「参列した」という表現になっているのは不自然である。③経団連名誉会長(【G】氏)と日商名誉会頭(【I】氏。原告著作物では「名誉会長」と記載しているが、「名誉会頭」の誤記である。)とを併記する場合、経団連名誉会長を先に記載するのが通常であるところ、原告著作物ではこの点を誤って記載していたが、被告書籍でも同様の順 序で記載されている。被告らは、前記ビデオに【I】氏がアップで映っていること や被告【B】が同氏と面識があり敬意を抱いていたことから同氏を先に表示したと 主張しているが、その後原告が被告会社に原告著作物を複製・盗用していると抗議したところ、被告【B】は訴外株式会社講談社から出版した「ソニーの『出井』革命―リ・ジェネレーションへの挑戦」では右順序を入れ替えており、右主張と矛盾する。④被告書籍には、「カラープロジェクション」「カラーエのシャ」などの原 告著作物中に見られるのと全く同一の表現が使用されている。このうち「カラープ ロジェクション」というのは極めて特異な用語であるし、「カラーモニター」も一 般的でない用語である。以上のような点から、被告書籍は、原告著作物に依拠した と考えざるを得ない。

(2) 別紙一覧表3の記述部分について

①被告書籍には、原告著作物と全く同一の「敬虔なクリスチャンだった」との表現が見られる。【F】氏がクリスチャンであることは事実としても、「敬虔なクリスチャン」かどうかは、原告の同氏に対する肯定的評価の表れであり、そこには原告の感情が表現されている。②原告著作物の「宗教色のさほど強くない」という表現と被告書籍の「宗教色のあまり強くなく」という表現は、ほとんど同一である。③被告書籍の「映像と音楽」という表現は、原告著作物の「映像と音楽(による葬儀)」という表現と全く同一である。

(3) 別紙一覧表4の記述部分について

葬送行進曲」(同センターが葬儀後作成した資料)など、同じ曲についても様々な表現がある中で、被告書籍が、原告著作物と全く同一の表現を用いているのは、原告著作物に依拠したものと考えるのが合理的である。

(4) 別紙一覧表5の記述部分について

(5) 別紙一覧表6の記述部分について

このように、被告書籍は原告著作物に依拠して執筆されたものである。これに対し、被告らは、著作権法はあくまで表現を保護するものであり、、思想や事実そのものを保護するものではないから、右部分に現われた思想、事実を場合に誰が表現しても同様のものになる場合は、右部分の表現には割れないものと解すべきであると主張する。しかし、事実それ自体は著作物ではおおり得るのであり、そこに著作者の思想又は感情が組み入れられ、あるいは反対があり得るのであり、そこに著作者の思想又は感情が組み入れられ、あるいは反映されて著作物の要件たる「思想又は感情の創作的表現」を満たすことになる存ったいにあり得、表現の対象が事実であっても著作物と考えられるものは広く存る。原告著作物についても、葬儀の報告という事実を対象とする著作物ではあるが、その中から盛り込む事項を選択し、構成して記載したものであり、そこには原告の思想又は感情が表現されている。

(二) 被告らによる著作者人格権の侵害

被告らは、被告書籍を発行して公衆に提示するに当たり、前記侵害部分に原告の氏名表示をすることを怠っているが、これは原告が原告著作物について有する著作者人格権のうち氏名表示権を侵害するものである。また、被告らが、原告の有する著作者人格権のうち同一性保持権を侵害したものであることも明らかである。

(三) 被告らの共同不法行為 被告【B】は故意により、また被告会社は、当初は過失により、平成一〇

年五月ころ原告が被告会社の担当者に対して著作権侵害の旨を通告してからは故意により、両者共同して前記(一)及び(二)の侵害行為に及んだものであるから、被告 らは共同不法行為者として、連帯して原告が前記侵害行為によって被った損害を賠 償する義務がある。

(四) 原告の損害について

財産的損害 (1)

被告書籍の発行部数は一万六〇〇〇部であり、販売価格は一部一五〇〇 円であるところ、その一部当たりの販売に伴う純利益は、被告【B】分が右販売価 格の一〇パーセントに当たる一五〇円であり、被告会社分が同一八パーセントに当たる二七〇円である。そして、被告書籍のうち、原告著作物を複製した部分は、二 五九頁のうちの約二頁分である。したがって、少なくとも右被告らの純利益分の合計額の二五九分の二のに当たる五万一八九一円が原告の損害と推定されるべきであ る。

(2) 慰謝料

被告らの前記著作権及び著作者人格権に対する侵害行為により受けた原 告の精神的損害を金銭に評価すると二〇〇万円を下らない。

弁護士費用

本件侵害行為と相当因果関係のある弁護士費用は二〇万円が相当であ る。

被告らの主張

- (-) (一) 被告【B】には原告著作物に接する機会はなく、原告著作物に依拠して被告書籍中の「エピローグ」部分を著述したものではない。同被告は、次のとおり 独自の取材に基づいて右部分を著述したものである。
- (1) 平成九年一二月一九日に【F】氏が死去した。従前の取材活動を通じて ソニー株式会社と旧知であった同被告は、同社からその旨の訃報を受け取った。同 月二二日、被告会社出版局編集部員【M】は、被告【B】に、【N】ソニー会長、 【〇】同社長のインタビューをも収録する【F】追悼本を出版したいとしてその編 集・著作を依頼した。

(2) 被告【B】は、懇意にしていたソニー公報センター長【P】氏に相談

し、同氏及びその部下からの全面的な協力の約束を取り付けた。

(3) 平成一〇年一月二一日、【F】氏の葬儀(ソニーグループ葬)が行われ た。被告【B】は、この翌日、翌々日ころまでに、右の【P】氏、【N】会長、 【O】社長に対し、それぞれインタビューを行った。所用のため自らは右ソニーグ ループ葬に立ち会わなかった同被告は、葬儀の模様を「エピローグ」部分に執筆す るため、同月二八日に、前記【M】と共にソニー広報室を訪れ、同室長【Q】氏らから取材し、次いで同室作成のビデオを見ながら取材した。

(4) 右ビデオに感銘を受け、これを譲り受けたことから、同被告は、右ビデオを時系列的に再現するべく、「エピローグ」の執筆を開始した。

- (5) 同被告は、右広報室長から、葬儀の通知、式次第関係書類、各追悼メッ セージ原稿等を参考資料として受け取った。
- (6) 同被告は、二月三日までに他の部分の多くを執筆し、三月四日までに 「エピローグ」の全文を執筆し、さらにインタビュー部分の内容をまとめ、注等を 加え、被告書籍全体の編集を行った。

二) 原告指摘の各点は、被告【B】が原告著作物に接してこれを複製したと

の根拠たり得ない。

別紙一覧表A欄2記載のうち「【H】····の歴代総理大臣経験者····が (1) 参列した」との点について

同被告は、【Q】広報室長らの説明に基づき、総理経験者の名前を記述 した。「グループ葬ご会葬者リスト」によれば、【H】氏は代理出席している。

(2) 同欄2記載のうち「【Ⅰ】元日本商工会議所名誉会頭(元日商会頭) 【G】経団連名誉会長(元経団連会長)などが・・・参列した」との点について 同被告は、前記ビデオには【I】氏がアップで映されていること、同氏 には以前のインタビューを通じて面識があり人間的にも敬意を抱いていたことか ら、同氏を先に記述したにすぎない。

(3) 同欄4記載のうち「正午と同時に、……『葬送行進曲』が流された」と の点について

同被告は、一一時五五分の献灯の後に「葬送行進曲」が流れるという前 後関係をビデオで確認し、時刻を【Q】広報室長に聞いたところ、五分足らずとの 回答を得た。このことと、葬儀の通知、式次第に「ご遺骨の入場―ショパン葬送行進曲ピアノ演奏」から始まる葬儀が「正午~午後一時」と記載されていることから、「正午と同時に」との記述になったものである。

(三) 別紙一覧表A欄及びB欄記載の各記述の同一性について

原告著作物の別紙一覧表B欄2ないし6記載の部分は、著作物として保護 されるとしても、以下に述べるとおり、その範囲は文学作品等と異なり狭いもので あり、別紙一覧表A欄及びB欄記載の各記述部分は著作物としての同一性(実質的 同一性)を有しない。

- 著作物が法律上保護されるのは、思想又は感情の創作的な表現であるこ とによるのであり、全体として見れば思想又は感情の創作的な表現を含む作品として著作物に該当するものであっても、当該部分には思想又は感情の創作的な表現が 含まれない部分を複製することは、その著作物の著作権を侵害するものではない。 すなわち、著作物の一部の複製が著作権の侵害となるためには、右部分が思想又は 感情を創作的に表現したものであることが必要である。そして、著作権法はあくまで表現を保護するものであり、思想や事実そのものを保護するものではないから、 右部分に現われた思想、事実を表現する場合に誰が表現しても同様のものになる場 合は、右部分の表現には創作性がないものと解すべきである。

別紙一覧表A欄及びB欄記載の各記述は同一性を有しない。 別紙一覧表2の記述部分については、出席者の氏名、役職、隣室に設置 された映像機器の名称を除き、叙述の順序、具体的な表現が異なっており、実質的 同一性がない。

同表3の記述部分については、B欄中の創作的表現と考えられる「宗教 色のさほど強くない『映像と音楽による葬儀』だった」の部分と、A欄の「宗教色のあまり強くなく・・・・『映像と音楽』で彩られていた」は、表現が異なっている。 同被告は、ビデオを見た後、キリスト教式とはあまりにかけ離れていたので【Q】 広報室長らに質問したところ、「会社としてできるだけ宗教色を排除する、なくすということで葬儀を行うと決まったからです。」との説明を受けて、そのとおりに記述したものである。その余は叙述の順序、具体的な表現が異なっており、実質的 同一性がない。

同表4の記述部分については、献灯式、「葬送行進曲」の時刻、ピアニスト名を除き、具体的な表現が異なっており、実質的同一性がない。B欄中の創作的表現と考えられる「時計の針が正午を指したとき」の部分はA欄には存在しな

同表5の記述部分については、遺骨の入場、その態様、安置、遺骨と遺 影の位置関係を除き、具体的な表現が異なっており、実質的同一性がない。B欄中 の創作的表現と考えられる「ボーイスカウト日本連盟の隊員たちに守られて」の部分、「・・・・箱は、それを見下ろすように飾られた大きな遺影の中の【F】自身の手のひらにすっぽり入る大きさであった」の部分は、いずれもA欄には存在しない。B欄中の創作的表現と考えられる「・・・・遺影は、首を少した側にかしげ、頬でえる つくように左手を頬に添えて微笑んでいる」の部分とA欄の遺影についての記述 は、表現が異なっている。同被告は、ビデオの映像を忠実に再現したものである。

同表6の記述部分については、黙祷の時間、【L】氏の病状、代読者、 用辞文を除き、具体的な表現が異なっており、実質的同一性がない。B欄中の創作 的表現と考えられる「彼の意をくんで夫人が綴ったものであった」の部分はA欄に は存在しない。

第三 当裁判所の判断

著作権の存否等について

原告著作物を原告が著作し、その著作権を有すること、及び、被告【B】が被告書籍を執筆し、被告会社がこれを発行したことは、いずれも当事者間に争いがな い。

争点1(被告らによる複製権侵害の成否)について

原告は、被告書籍のうち別紙一覧表A欄記載の各記述部分は、原告著作物の同B欄記載の記述部分の複製に当たると主張するので、この点につき検討する。被告 書籍のうち別紙一覧表A欄記載の各記述部分が、原告著作物の同B欄記載の記述部 分の複製に当たるというためには、被告【B】が原告著作物に接し、これに依拠し て同A欄記載の各記述部分を執筆したこと、及び、右各記述部分が原告著作物の対 応部分と著作物としての同一性、すなわち著作物の本質的特徴を感得しうる程度の 同一性を有することを要するというべきである。

1 被告【B】が原告著作物に依拠する機会を有していたか

被告らは、被告【日】が原告著作物には接していないと主張し、原告著作物に依拠したことを争うところ、前記第二、一の「争いのない事実等」の欄に記載のとおり、原告著作物は平成一〇年一月二八日発行の夕刊フジ紙に掲載されたものであるが、同紙は首都圏において広く販売されているもので、容易に入手することができるものであり、他方、被告書籍は、前記争いのない事実記載の出版の時期点のできるものであり、他方、被告書籍は、前記争いのない事実記載の出版の時期点のできるものであり、他方、被告書籍は、前記争いのない事実記載の出版の時期点の時期には、原告著作物に接替されたものであるから、同被告が被告書籍執筆前に原告著作物に接する所能性を有していたことを執筆したと認めるには、同被告が原告著作物に接する可能性を有していたことを執筆したと認めるには、同被告が原告著作物に接する可能性を有していたことを表述を表述されていることを要するものというべきである。そこで、以下、この同一性の存否につき検討する。

2 原告著作物と被告書籍の同一性について

原告著作物と被告書籍の右各記述部分が同一性を有するか否かは、原告著作物と被告書籍の著作物としての態様、叙述内容、叙述形式等を参酌のうえ、原告著作物と被告書籍の各記述部分の表現形式を対比して、被告書籍における記述部分から、原告著作物における記述部分の本質的特徴を感得しうるか否かによって決すべきである。

(一) 原告著作物と被告書籍の内容等について

ー 「甲一、四の一ないし一八、乙一に前記争いのない事実を総合すれば、次の事実が認められる。

原告は、夕刊フジ紙に、平成九年一〇月一三日号から、「デジタル・ドリーム・キッズ/ソニー燃ゆ」と題した、ソニー株式会社の歴史等に関する記事を連載していた。原告著作物は、ソニー株式会社の最高相談役・名誉会長【F】氏が平成九年一二月一九日に死亡したことから、平成一〇年一月二一日に行われた葬儀(ソニーグループ葬)の模様を、第六五回「天才を送った日」と題して叙述したものである。原告著作物における右社葬の模様を記載した部分の表現は、葬儀という歴史的事実をテーマとしてこれを客観的に記述するというその性質上、さほど執筆者の個性を強く出すことなく、事実をありのままに記載した叙述が多い。
本書籍は、【F】氏本人の記した文章や同氏と他の経営者との対談、ソ

被告書籍は、【F】氏本人の記した文章や同氏と他の経営者との対談、ソニー株式会社の【N】会長や【O】社長らが右【F】氏について記した文章等を中心に、被告【B】が執筆した文章を加えて構成したものである。原告著作物との類似を原告により指摘されている部分は、被告書籍の本文二五九頁中の一八頁を占める「エピローグ 五十年目のリ・ジェネレーション」と題する部分のうち二頁強の部分である。右部分は、【F】氏の葬儀(ソニーグループ葬)の模様を叙述したもので、執筆者の主観を交えることなく、ありのままに記載した叙述が多い。このように原告著作物と被告書籍のうち原告指摘の部分は、同一事実を対象として叙述したもので、事実を客観的に記述するという表現態様も共通している。

(二) 別紙一覧表A欄及びB欄記載の各記述部分の類否について

右(一)の認定によれば、原告著作物と被告書籍は、いずれも【F】氏の葬儀という同一の歴史的事実を対象として、これを客観的に記述するという内容・表現態様の論稿であるから、記述された内容が事実として同一であることは当然ならず、具体的な表現も、部分的に同一ないし類似となることがあり得るものである。このような点を考慮すると、原告著作物と被告書籍の右各記述部分が著作物としてのような点を考慮すると、原告著作物の右記述部分における本質的特徴、同一性を有するというためには、原告著作物の右記述部分における本質的特徴、またわち創作性を有する表現の全部又はその大部分が被告書籍に存在することを明られている。そこで、以下、このような観点から、原告著作物の制度を関いる。これとほとんど同一であると原告の主張する被告書籍中の同人欄記載の記述部分の同一性を検討する。

(1) 別紙一覧表2の記述部分について

原告著作物における別紙一覧表2のB欄の記述部分は、葬儀に参列した各界の著名人の顔ぶれを紹介するとともに、葬儀会場の状況すなわち主会場に加えて、その様子を中継する映像機器の設置された隣室が会場として用いられたことを述べる内容である。被告書籍における対応部分も、右と同内容を述べるものであるが、葬儀の事実を伝えるに当たって列席者を記すのは一般的なことであり、政界、財界及び電機業界から列席者として記述された人物も、各界における経歴、著名度

からすれば当然の人選であって、その点に創作性が介入する余地はない。また、葬 儀会場が主会場と隣室に分かれていたことも、単なる事実の記載の域を出るもので はない。

もっとも、参列者のうち、【H】元首相については、甲一、乙六及び弁 論の全趣旨によれば、【H】氏本人は出席しておらず、代理者が出席していたもの であるところ、葬儀を取材した原告は、その際【H】氏に似た人物を見かけたこと であるところ、発展で取得した場合は、てのは、これにはたれるとればしたがある。 から、【H】氏本人が出席したものと思い込んでそのように原告著作物に記載し、 後に誤りと気付いたことが認められる。他方、被告書籍においても、被告らの主張 では被告【B】は取材の過程で会葬者リストを入手していたはずであるのに、 【H】元首相(通常本人を指すと考えられる。)が出席した旨記載されている。

また、主会場に入りきれなかった参列者が隣室で葬儀に参列するため 主会場の様子を映像機器を用いて隣室に中継するという方法がとられたが、当 該機器を示す名称としては、原告著作物、被告書籍の双方において「カラープロジ ェクション」「カラーモニター」の語が用いられている。

しかしながら、参列者の中に【H】氏本人を含めるかどうかという点は、事実としてどうであったかはともかく、何ら創作性に係わるものではなく、また、「カラープロジェクション」「カラーモニター」の語が当該機器を示す語とした。 て必ずしも一般的でなかったとしても、右の語を用いることが創作的表現となるも oではない。

右のとおり、原告著作物における別紙一覧表2の記述部分については、 創作的表現であって被告書籍の対応部分にも共通して用いられているものは認めら ^割いれない。 (2)

別紙一覧表3の記述部分について

原告著作物における別紙一覧表3のB欄の記述部分は、 【F】氏がクリ スチャンであったこと、葬儀はキリスト教式であったが宗教色は強くないこと、映 像と音楽中心の葬儀であったことなどを述べる内容であり、被告書籍の対応部分も 右と同内容を述べるものであるが、葬儀の事実を伝えるに当たってその形式を記述 することは一般的なことであり、また、文章も短く、創作的表現は認められない。 原告は、「敬虔なクリスチャン」なる表現が原告著作物と被告書籍において共通して用いられていることを指摘するが、「敬虔」は、宗教信仰者について一般的に用いられる慣用的表現であるから、この語を用いることをもって創作的表

現ということはできない。

別紙一覧表4の記述部分について (3)

原告著作物における別紙一覧表4のB欄の記述部分は、葬儀の冒頭の状 況を伝えるもので、献灯と、それに引き続いての「葬送行進曲」のピアノ演奏、そ の演奏者、ピアノの位置等を述べる内容であり、被告書籍の対応部分も右と同内容 を述べるものであるが、葬儀の事実を伝えるに当たって献灯等の様子を記述することは一般的なことであり、また、文章も短く、原告著作物の右部分に創作的表現は 認められない。

また、原告著作物には、「時計の針が正午を指したとき、」「【R】は ピアニストを紹介しなかったが」などと被告書籍にはない表現がいくつか見られ、 原告著作物と被告書籍は表現も相当異なっている。

なお、原告は、右演奏の開始時間につき、正確には正午でなく、午前-一時五八分であり、後に原告はこのことを知ったのに、被告書籍にも右不正確な時間が記載されていると主張し、このことをもって被告【B】の依拠をいうが、乙二によれば、葬儀の通知に開始時刻が正午と記載されているものであり、被告書籍が 葬送行進曲の演奏が開始された時刻を「正午」と記載したことには、格別の不自然 さはない。また、「葬送行進曲」という語は、ショパン作の当該ピアノ曲を指す名 称として広く用いられているものであるから、被告書籍がこの語を用いていること が、原告著作物への依拠をうかがわせるものではない。

別紙一覧表5の記述部分について

原告著作物における別紙一覧表5のB欄の記述部分は、前記葬送行進曲 に合わせて、ボーイスカウト隊員に先導されて遺骨が入場したこと、遺骨の置かれ た状態、大きな【F】氏の遺影が飾ってあること、その遺影の表情などを述べる内容であり、被告書籍の対応部分も右と同内容を述べるものであるが、葬儀の事実を 伝えるに当たって遺骨や遺影の状況を記述することは一般的なことであり、原告著 作物においては、具体的表現としても、遺骨を納めた箱の大きさを「遺影の中の 【F】自身の手のひらにすっぽり入る大きさであった」と表現する点に創作性を認

め得るものの、その他の部分には創作性は認められない。そして、原告著作物において遺骨を納めた箱の大きさを表現する右記述については、被告書籍にこれと対応 する表現は存在しない。

別紙一覧表6の記述部分について

原告著作物における別紙一覧表6のB欄の記述部分は、一分間の黙祷の 後、ハワイで療養中の同社名誉会長【L】氏の夫人がメッセージを代読したことを 述べる内容であり、被告書籍の対応部分も右と同内容を述べるものであるが、葬儀 近へる内谷であり、板台書籍の対応部がも石と向内谷を近べるものであるが、葬儀の事実を伝えるに当たって黙祷の様子や弔辞の内容を記述することは一般的なことであり、原告著作物においては、具体的表現としても、右メッセージについて、「【L】氏自身の書いたものではなく、彼の意をくんで夫人が綴ったものであった」とする部分に創作性を認め得るとしても、その他の部分には創作性は認められない。そして、原告著作物におけるメッセージに関する右記述部分については、被告書籍により、対方式と表現は存在しない。 告書籍にこれと対応する表現は存在しない。

なお、原告は、【K】夫人の実際のメッセージの前置きは「今日、 に一番いなくてはならない人、一番初めに葬儀委員長として弔辞を読まなくてはならない人、それは私の夫である【L】でございます。」であり、これは前記乙三の一のビデオで確認できるのに、原告著作物と同一の「今日、ここにいなくてはなら ない人、一番初めに葬儀委員長として弔辞を読まなければならない人、それは私の 夫である【L】でございます。」という表現が被告書籍中に存在することを指摘す るが、「ここに一番いなくてはならない」という言い方は日本語の表現として不自然であり、この中から「一番」を削除したことをもって、直ちに原告著作物への依 拠を認めることはできない。

(三) 以上によれば、被告書籍中には、【H】元首相の出席に関する部分や葬儀会場に設置された映像機器について「カラープロジェクション」「カラーモニタ 一」の語を用いた点など、被告【B】が被告書籍執筆に際して原告著作物を参考に したことをうかがわせる部分もないではない。

しかし、右の点を含めて、別紙一覧表2ないし6の各B欄記載の記述部分の多くは、葬儀という事実を伝えるに当たって一般的に記述する事項について、い かなる者が記述しても同様な表現にならざるを得ないような慣用的表現ないしあり ふれた表現により記述されたものであり、原告著作物中の創作性が認められるよう な特徴的表現部分については、いずれも被告書籍中にはこれと対応する表現は存在 しない。これらのことからずれば、独生書籍におけて別郷、監書を開る書 しない。これらのことからすれば、被告書籍における別紙一覧表A欄記載の各記述 部分と原告著作物における同日欄記載の各記述部分とは、著作物としての同一性を 有していないものといわなければならない。

そうすると、被告書籍における別紙一覧表A欄記載の各記述部分は、原告 著作物における同B欄記載の各記述部分を複製したものとは認められない。

三 争点 2 (被告らによる著作者人格権侵害の成否) について 右二に判示のとおり、被告書籍における別紙一覧表 A 欄記載の各記述部分と原告著作物における同B欄記載の各記述部分とは、著作物としての同一性を有してい るということはできないので、右同一性を前提として、氏名表示権及び同一性保持 権の侵害をいう原告の主張は、その前提を欠き、いずれも理由がない。

四 以上によれば、原告著作物についての著作権(複製権)及び著作者人格権の侵 害を理由とする原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも 理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結の日 平成一二年六月八日)

東京地方裁判所民事第四六部

量 裁判長裁判官 Ξ 村 裁判官 村 越 啓 悦 裁判官 中 吉 徹 郎